

事 務 連 絡  
令和4年1月19日

各都道府県  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る賃金改善計画書を  
修正前の様式により既に提出している場合等の取扱いについて

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、本日、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付け府子本第1203号）を訂正し、この中で、認定こども園や特別利用地域型保育、令和4年度からの利用定員の変更等に対応する観点から「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」の別紙様式1の賃金改善計画書及び別紙様式2の賃金改善実績報告書について別添のとおり訂正したところです。

一方で、既に市町村が賃金改善計画書について提出を求め、設置者・事業者から訂正前の別紙様式1により既に提出された場合等の取扱いについては、特段の支障がない限り、訂正後の別紙様式1により改めて賃金改善計画書の提出を求める必要はありませんので、十分に御了知の上、貴管内市町村への周知をお願いします。

問合せ先：

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）付  
給付担当

TEL：03-5253-2111（内線 38343・38346）

FAX：03-3581-2521